

最高裁経総第254号  
平成30年3月28日

使用者住所  
東京都千代田区霞が関1-1-1  
一般財団法人法曹会  
代表理事 平田 豊 殿

国有財産事務分掌者  
最高裁判所事務総局経理局長 笠井之彦

## 国有財産使用許可書

平成30年3月22日付けをもって申請のあった当庁管理の国有財産を使用することについては、国有財産法（昭和23年法律第73号）第18条第6項及び第19条の規定により、下記の条件を付して許可する。

この許可について不服があるときは、この許可があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、最高裁判所長官に対して審査請求をすることができる。なお、許可があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、許可についての審査請求をすることができない。

また、処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、国（代表者法務大臣）を被告として提起することができる。ただし、審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内とする。なお、許可又は裁決の日から1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができない。

### 記

（使用許可物件）

第1条 使用を許可する物件は、次のとおりである。

所 在 東京都千代田区隼町9-3 最高裁判所  
区分及び数量 特許権等1件  
使用部分 別紙のとおり

（指定する用途）

第2条 使用を許可された者は、前条の物件を申請目的の用に供しなければならない。

（使用料及び延滞金）

第3条 使用料は、20,399円（うち消費税及び地方消費税相当額1,511円）とし、当庁歳入徴収官の発する納入告知書により、指定期日までに納入しなければならない。

2 指定期日までに使用料を支払わないときは、その翌日から納入の日までの日数に応じ、国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号）第29条第1項本文に規定する財務大臣が定める率の割合で計算した金額を延滞金として支払わなければならない。

（使用料の改定）

第4条 当職は、経済情勢の変動、国有財産関係法の改廃その他の事情の変更に基づいて特に必要があると認めるときは、使用料を改定することができる。

（使用上の制限）

第5条 本件使用に基づき刊行する出版物の数量及び価格（本体価格）は別紙のとおりとする。

2 使用を許可された者は、本件使用の権利を他の者に転貸し、又は担保に供してはならない。

3 本件使用に基づき刊行する出版物には、当職の指示するところにより、国に著作権があることを表示しなければならない。

（使用許可の取消し又は変更）

第6条 使用を許可された者が許可条件に違背したときは、使用許可の取消し又は変更をすることができる。

（実地調査等）

第7条 当職は、使用を許可した物件等について随時に実地調査し、又は所要の報告を求め、その使用に関し指示することができる。

（疑義の決定）

第8条 この許可書に定める条件に関し疑義のあるときその他使用を許可した物件の使用について疑義を生じたときは、すべて当職の決定するところによるものとする。

(別紙)

著作物名	数量 (部)	価格(本体価格) (円)
裁判所沿革誌(第七卷)	■	■